

業種別ガイドラインの見直しのためのポイント(第6版：令和5年3月7日 ※令和5年3月13日より適用)				
【趣旨】				
○本資料は、感染拡大防止と社会経済活動の両立の観点から、各業種別ガイドラインを合理的な内容に見直せるよう、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室において、最新情報（専門家の提言、政府事務連絡、業種別ガイドラインの改訂事例等）を踏まえ、見直しのためのポイントをまとめたものです。（今後とも随時更新する予定です。）				
○下記の項目ごとに最新情報に基づく記載のポイントを記載していますので、各業種の業務内容・業務環境等を踏まえ、個別に見直しを検討して下さい。				
【構成】				
（１）感染リスクの評価				
1	感染リスクの評価	○業界・業種の特性に応じた感染リスクの検討・評価、感染状況に応じた対策の実施	・「三つの密」※ ・「オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策」等を踏まえ、業界・業種の特性に応じた感染リスクの検討・評価、感染状況に応じた対策が重要。	・厚生労働省チラシ「ゼロ密を目指そう！」 https://www.mhlw.go.jp/content/000895877.pdf ・新型コロナウイルス感染症対策分科会「オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策について」（2022年2月4日） https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai12/gjiisidai_4.pdf
（２）基本的な感染対策				
2-1	飛沫感染対策	○マスクの着用	・マスクの着用については、重症化リスクの高い人等に感染させない配慮は継続しながら、個人の判断に委ねることを基本とすることや、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されることを踏まえ、事業者から利用者や従業員に対して、基本的にマスクの着用を呼びかける必要はない。 ・マスクの着用が個人の判断に委ねられる場合であっても、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることが許容される。 例えば、 感染対策上又は事業上の必要がある場合に、従業員に対し、マスクの着用を求めること、 客層や施設内の環境、感染状況等を踏まえ、顧客に対し、マスクの着用を求めること、 マスク見直し時期をまたぐ一連の催物において、混乱回避のため従前のマスク着用を求めること等が考えられる。	・厚生労働省HP「マスクの着用について」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html ・新型コロナウイルス感染症対策本部決定「マスク着用の考え方の見直し等について」（2023年2月10日） https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r2_050210.pdf
		○人と人との距離の確保	・イベント開催や集客などにより、多数の人が集まる際には、「人と人とが触れ合わない距離での間隔」の確保（※密集の回避）	・内閣官房コロナ室「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（2023年2月10日） https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenaku_seigen_20230210.pdf
		○パーティションの設置	・対面での長時間の会話を行う場面などで、顔の正面から1 m以上の距離が確保できない場合等には、※密接の回避の方策として、パーティションの設置による飛沫感染対策が有効。ただし、2-2エアロゾル感染対策の観点から、空気の流れを阻害しないパーティションの設置に留意すること。 ・経団連のガイドラインでは、パーティションがなく対面する場合には、一定の距離を保てるよう、工夫することを記載。	・内閣官房コロナ室等「飲食店における感染防止対策を徹底するための第三者認証制度の導入について（改定その8）」（2023年2月10日） https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimu_inshokuten_daisanshani_nshou_20230210.pdf ・新型コロナウイルス感染症対策分科会「換気の提言」（2022/7/14） https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai17/kankei_teigen.pdf ・経団連「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（オフィス版・製造事業場版）」（2023年2月13日公表） https://www.keidanren.or.jp/announce/2023/0213.html
		○咳エチケット	・咳・くしゃみをする際に、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる咳エチケットが重要。	・厚生労働省HP「咳エチケット」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000187997.html
※基本的対処方針においては、基本的な感染対策として、「三つの密」（① 密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、② 密集場所（多くの人が密集している）、③ 密接場面（互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件をいう。）の回避が挙げられている。				

(2) 基本的な感染対策（つづき）				
2-2	エアロゾル感 染対策	○効果的な換気	・「機械換気による常時換気」または「窓開け換 気（可能な範囲で2方向）」 ※いずれの場合も、 必要な換気量目安：1人当たり換気量30m³/時 二酸化炭素濃度目安：おおむね1,000ppm以下 ※HEPAフィルタ付きの空気清浄機の使用も有効。 ・空気の流れを阻害しないパーティションの設置 や局所的に生じる空気のよどみの解消 ・上記等を踏まえて、経団連などは換気に関する記 載を改訂。	・新型コロナウイルス感染症対策分科会「換気の提言」（2022年7 月14日） <a href="https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai17/kan
ki_teigen.pdf">https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai17/ka nki_teigen.pdf ・経団連「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（オフィ ス版・製造事業場版）」（2023年2月13日公表） https://www.keidanren.or.jp/announce/2023/0213.html
		○マスクの着用（2－1に同じ）	2－1に同じ	
		○人と人との距離の確保 （2－1に同じ）	2－1に同じ	
2-3	接触感染 対策	○手洗い等の手指衛生	・手指に付着したウイルスを洗い流すには、石鹸 と流水による手洗いまたは、アルコール消毒が有 効。	・厚生労働省チラシ「正しい手の洗い方」 https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593493.pdf ・厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ「新型コロナウイ ルスの消毒・除菌方法について」 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.ht
ml">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.ht ml
		○共用部の消毒	・設備や物品等につき、業態を踏まえた適度の消 毒を求める。	・厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ「新型コロナウイ ルスの消毒・除菌方法について」 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.ht
ml">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.ht ml ・経団連「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（オフィ ス版・製造事業場版）」（2023年2月13日公表） https://www.keidanren.or.jp/announce/2023/0213.html
		○人と人との距離の確保 （2－1に同じ）	2－1に同じ	
(3) 場面ごとの感染対策の留意点				
3-1	飲食を行う 施設を有する 場合	○飲食時	・座席間隔の確保（又はパーティションの設置） ※少人数の家族や日常的に接している少人数の知人等の同 ーグループ、介助者同席の高齢者・乳幼児・障害者等が同 席する場合は除く。 ・手指消毒の徹底 ・換気の徹底	・内閣官房コロナ室等「飲食店における感染防止対策を徹底するた めの第三者認証制度の導入について（改定その8）」（2023年2月10 日） <a href="https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimu_inshokuten_daisanshani
nshou_20230210.pdf">https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimu_inshokuten_daisanshani nshou_20230210.pdf
		○ビュッフェスタイルでの飲食物提 供時	・取り分け用の tong 等を共有する場合、利用 者は使用前に手指消毒を行う（使い捨て手袋の着用 は求めない）。	・外食業の事業継続のためのガイドライン（2022年12月13日） <a href="http://www.jfnet.or.jp/contents/_files/safety/FSguideline_221213kai.pd
f">http://www.jfnet.or.jp/contents/_files/safety/FSguideline_221213kai.pd f
3-2	共有部	○トイレ	・ハンドドライヤーは、使用できる。	・経団連「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（オフィ ス版・製造事業場版）」（2023年2月13日公表） https://www.keidanren.or.jp/announce/2023/0213.html
		○ごみ捨て時	・マスクやティッシュ等のごみを捨てる際は、「ご みに直接触れない」「ごみ袋はしっかりしばって封 をする」「ごみを捨てた後は手を洗う」	・環境省「ごみ処理方法のチラシ」 https://www.env.go.jp/content/900537202.pdf

（４）従業員等の行動管理に関する扱い等の情報				
4-1	集客施設・イベント等における利用者等への対策	○有症状者の入場の防止	（実施例） ・有症状者の利用自粛の呼びかけ。 ・入場時の検温。	・内閣官房コロナ室「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（2023年2月10日） https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenaku_seigen_20230210.pdf
	4-2 従業員等の行動管理等	○有症状者や陽性者、濃厚接触者等の適切な扱い	（有症状者に対する対応） ・65歳未満の重症化リスクの少ない者であって、症状が軽い又は無症状の方は、自己検査結果を健康フォローアップセンター等に連絡し、医療機関の受診を待つことなく健康観察を受けることが可能。 ・有症状時は出勤しないことを呼びかけ。	・厚生労働省「オミクロン株のBA.5系統への置き換わりを見据えた感染拡大に対応するための医療機関・保健所の負担軽減等について」2022年7月22日（8月24日最終改正） https://www.mhlw.go.jp/content/000980108.pdf ・厚生労働省「Withコロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しについて」2022年9月12日（9月22日最終改正） https://www.mhlw.go.jp/content/000993000.pdf
（陽性者の療養期間等） ・陽性者の療養期間の短縮。 ・療養時の外出自粛の取扱いの変更。			・厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて」（2022年9月13日） https://www.mhlw.go.jp/content/000989624.pdf	
（濃厚接触者の扱い） ・濃厚接触者の待機期間の短縮 ・高齢者施設・医療機関や保育園等を除く事業所等について濃厚接触者の特定・行動制限は基本的に求めない。 ※自治体によっては、保健所による濃厚接触者の特定を実施する場合があることに留意。			・厚生労働省「B.1.1.529系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」（2022年7月30日一部改正） https://www.mhlw.go.jp/content/000971531.pdf	
○検査やワクチン接種の推進		（医療機関・保健所からの証明書等の取得） ・従業員等に対して、医療機関や保健所が発行する検査証明書等（療養証明書、検査陰性の証明書等）を求めない。	・厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮に関する要請について（協力依頼）」（2022年8月10日） https://www.mhlw.go.jp/content/000975364.pdf	
○海外渡航歴を有する者の出勤		（職場における検査） ・検査を管理する従業員を定めて実施すること ・国が承認した検査キットを用いること ・重症化リスクの高い方は、検査の実施によって受診が遅れることがないように留意すること	※職場における検査を行う場合には下記事務連絡を参照。 ・厚生労働省・内閣官房コロナ室「職場における検査等の実施手順（第3版）について」（2022年10月19日） https://www.mhlw.go.jp/content/001003217.pdf ※本事務連絡で購入可能とした抗原定性検査キットの一覧表は以下を参照 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html	
		（ワクチン接種） ・従業員等へのワクチン接種の有効性の発信。	・厚生労働省HP「新型コロナワクチンについて」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html	
		・海外渡航歴を有する者の出勤などは、政府が定める日本入国時の検疫措置に沿って対応。	・厚生労働省HP「水際対策」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html	
○テレワークの推進	・可能な範囲でテレワークを推奨。	・内閣官房コロナ室「出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）について」（2022年7月15日） https://corona.go.jp/telework/pdf/jimurenaku_shukkinsha_sakugen_20220715.pdf ・経団連「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（オフィス版・製造事業場版）」（2023年2月13日公表） https://www.keidanren.or.jp/announce/2023/0213.html		
（参考：改訂履歴） 第1版（令和4年10月17日）：初回作成 第2版（令和4年11月8日更新）：「4-2従業員等の行動管理等」のうち、（職場における検査）の項目を最新の事務連絡に合わせて更新 第3版（令和4年11月11日更新）：「4-1集客施設・イベント等における利用者等への対策」のうち、COCOAの機能停止について、最新の事務連絡に合わせて更新 第4版（令和4年12月14日更新）：「3-1飲食を行う施設を有する場合」を、外食業の業種別ガイドライン及び飲食店の第三者認証基準(案)の改正に合わせて更新 座席間隔補確保（又はパーティションの設置）を求める措置の例外、ピュッフェスタイルでの留意事項を追記 第5版（令和5年1月27日更新）：「3-3その他の場面」のうち「大声を出す場面」や、「4-1集客施設・イベント等における利用者等への対策」等について、 「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」の改定に合わせて更新 第6版（令和5年2月10日更新）：「2-1飛沫感染対策 ○マスクの着用」や、マスク着用に関連する、「2-1飛沫感染対策 ○人と人との距離の確保」、 「3-1 飲食を行う施設を有する場合 ○飲食時」等を、「マスク着用の考え方の見直し等について」（2022年2月10日 新型コロナウイルス感染症対策本部決定）を踏まえ、更新（令和5年3月13日より適用） ※（令和5年3月7日）：「2-1飛沫感染対策」のポイントを明確化する等、一部修正。				